

議第 87 号

呉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

呉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

呉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

呉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条
例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
<p>(委任) 第 17 条 略</p>	<p><u>(電磁的記録)</u> 第 17 条 婦人保護施設は、作成、保存その 他これらに類するもののうち、この条例の 規定において書面（書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、 図形等人の知覚によって認識することがで きる情報が記載された紙その他の有体物を いう。以下この条において同じ。）で行う ことが規定されている又は想定されるもの については、書面に代えて、当該書面に係 る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ の他人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、電子 計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。）により行うことができる。 (委任) 第 18 条 略</p>

付 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備
をするため、この条例案を提出する。